

平成19年(行ク)第175号 文書提出命令申立事件

申立人 由井玲子 外

(本案 平成18年(行ウ)第226号・第636号

土地区画整理事業施行認可処分取消等請求事件

原告 由井玲子 外

被告 杉並区 外)

文書提出命令に係る申立人の意見

平成19年7月23日

東京地方裁判所民事第38部合議B2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 斉藤 驥

ほか6名

頭書文書提出命令の申立は、本年7月6日、第6回口頭弁論期日であった7月4日の直後に、この期日における被告杉並区の裁判所の命令があれば提出する旨の陳述、申立があれば採用する旨の裁判所の訴訟指揮をうけてなされたものであることは、申立書「5. 文書の提出義務の原因」において述べたとおりである。

この申立に対する被告杉並区の意見の提出期限は7月20日とされ、約2週間のゆとりを与えられた。その1週間後、7月27日の第7回口頭弁論期日に弁論を終結したいとする裁判所の意向からすれば、この期限の設定について申立人は弁論準備の関係で危惧を抱かざるを得なかったが、裁判所の適正な指揮を期待して、格別の異見を述べなかつた。

本日、この申立に対する被告杉並区の意見なるものが送られてきた。それは、前回の

自らの陳述を全く裏切る命令の却下を求めるものであった。

命令の対象とした三井不動産作成の基本構想についてだけ考えても、これが本件開発の実質的起点であると被告杉並区が認めており、本件開発の違法性を判断するうえで、極めて重要な資料であることは繰り返すまでもないことであり、それゆえに被告杉並区は命令があれば提出すると陳述したのである。

今更になってこれを翻すのは見苦しいというほかはないけれども、訴訟における信義則だけからしても、適法性の主張、立証責任を負う行政庁がかかる態度をとることは到底許されることではない。

御庁におかれては直ちに発令をされ、この背信を是正されたい。